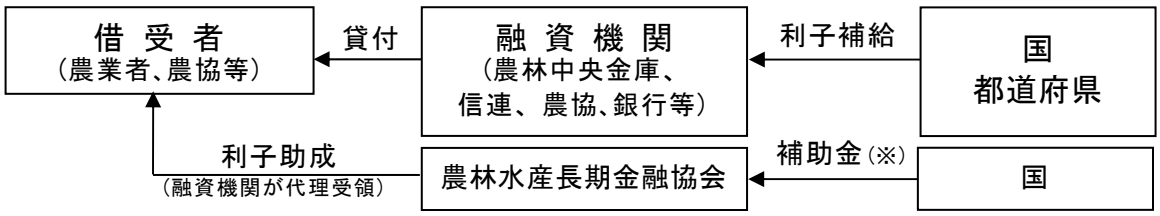
農業近代化資金の概要

【農業経営の改善に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力を持つ農業を営む者等に対して、経営改善に必要な施設資金等を都道府県等が融資機関に利子補給措置を講ずることにより長期かつ低利で融資します。

（仕組み：農業近代化資金融通法(昭和 36 年法律第 202 号)に基づき昭和 36 年に創設）



（※）目標地図に位置付けられた等の認定農業者に対する特例措置のための補助金です。

１．借入対象者

（１）農業を営む者(目標地図に位置付けられた者(※1)、認定農業者(※2)、認定新規就農者(※3)、主業農業者(※4)、集落営農組織、農業を営む任意団体など)

※1　農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者。
※2　農業経営基盤強化促進法に規定する農業経営改善計画を作成し、市町村長等の認定を受けた者。
※3　農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成し、市町村長の認定を受けた者。
※4　農業所得が総所得の過半(法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半)を占めていること、又は農業粗収益が 200 万円以上(法人にあっては 1,000 万円以上)等の者。

（２）農協、農協連合会

（３）（１）～（２）又は地方公共団体が主たる構成員・出資者になっている団体又は基本財産の過半を拠出している法人

２．借入条件

（１）資金使途

・畜舎、果樹棚、農機具など農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得
・果樹その他の永年性植物の植栽又は育成、乳牛その他の家畜の購入又は育成
・農地又は牧野の改良、造成又は復旧
・長期運転資金（前向借換資金含む。）
・農地等取得資金
・農村環境整備資金　など

（２）借入限度額：農業を営む者　個人２億円（特認７億円）
法人･団体７億円(大臣が承認した場合はその承認額)
：農協等　15 億円（大臣が承認した場合はその承認額）

（３）借 入 金 利：３．４０％（令和８年 10 月 20 日現在）

（４）償 還 期 限：20 年以内（うち据置７年以内）

（５）融　資　率：原則 80%以内（目標地図に位置付けられた者等：100%以内）

（６）そ　の　他：目標地図に位置付けられた等の認定農業者が借り入れる場合には以下の特例があります。

① 規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む者であって、目標地図に位置付けられた等の認定農業者は、上図の利子助成により、貸付当初５年間の金利負担軽減措置（最大２%、以下同じ。）、その後償還終了時まで、償還期限に応じてスーパーＬ資金の貸付金利と同水準での融資が受けられます（担い手経営発展支援金融対策事業）。

② ①とは別に、目標地図に位置付けられた等の認定農業者は、上図の利子助成により、貸付当初５年間の金利負担軽減措置を受けて融資が受けられます（農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業）。

※ 限度額：７億円まで
前向借換資金、農村給排水施設資金及び特定農家住宅資金は対象外。

３．取扱融資機関

農協、信用農協連合会、農林中金、銀行、信用金庫、信用組合

４．利用方法

借入希望者は、最寄りの窓口機関(農協、銀行等)に必要書類(※)を提出

（最寄りの窓口機関がご不明の場合は、都道府県の農業制度資金担当課又は普及指導センターに照会して下さい。）

※ 必要書類については、最寄りの窓口機関にお問い合わせ下さい。